（特に優れた業績による返還免除の数） **第三十七条**　法第十六条の規定により機構がその第一種学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる者の数は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生であって、当該免除をしようとする日の属する年度に貸与期間が終了する者の数のおおむね百分の三十以下とするものとする。	（特に優れた業績による返還免除の数） **第三十七条**　法第十六条の規定により機構がその第一種学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる者の数は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生であって、当該免除をしようとする日の属する年度に貸与期間が終了する者の数の百分の三十以下とするものとする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十七号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百四十五条第一項の規定に基づき、ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年五月十一日　　経済産業大臣　世耕　弘成

ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第3（第11条、第13条関係） 1・2　［略］ 3　表示 (1)　［略］ (2)　個別の規定 イ　3(1)の規定による表示には、次の(イ)から(ニ)に掲げるガス用品の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ニ)に定める事項を含むこと。 (イ)　別表第一第一号から第四号までのガス用品届出事業者の氏名又は名称、法第百四十六条第二項に規定する証明書の交付を受けた国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関（以下「検査機関」と総称する。）の氏名又は名称及び適用すべきガスグループ（備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号） (ロ)～(ニ)　［略］ ロ・ハ　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**別表第3**（第11条、第13条関係） 1・2　［略］ 3　表示 (1)　［略］ (2)　個別の規定 イ　3(1)の規定による表示には、次の(イ)から(ニ)に掲げるガス用品の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ニ)に定める事項を含むこと。 (イ)　別表第一第一号から第四号までのガス用品届出事業者の氏名又は名称、法第三十九条の十一第二項に規定する証明書の交付を受けた国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関（以下「検査機関」と総称する。）の氏名又は名称及び適用すべきガスグループ（備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号） (ロ)～(ニ)　［略］ ロ・ハ　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。